

第1章 総則

(名 称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 Watoto wa Africa という。また、略称をワトトとする。

2 本法人の英語名は Watoto wa Africa Japan とし、英語による略称をWWA とする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 本法人は、アフリカ諸国（特にケニア共和国）において子ども（特に障害のある子ども）及びその家族が経済的・社会的に包摂され、自らの尊厳と夢を実現できる社会の構築を目的とし、日本を含む国際社会における相互理解と連帯の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4)国際協力の活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動
- (6)経済活動の活性化を図る活動
- (7)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する総合的支援事業
- (2) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する普及啓発事業
- (3) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する調査研究事業
- (4) 日本国内外での啓発イベント、国際交流及び学習支援事業
- (5) 災害その他の緊急事態に対する支援事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、本法人の事業を賛助する個人又は団体（表決権を有しない）

（入 会）

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 理事会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

4 理事会が入会を認めないときは、その理由を付した書面又は電磁的方法により速やかに申込者に通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、理事会で定める年会費を納入しなければならない。入会金は徴収しない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退 会）

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条 会員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会費の不返還）

第12条 この法人は、会員がすでに納入した会費を返還しない。

第3章 役員

（種別及び定数）

第13条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、1人を副代表理事とすることができる。

（選 任）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選によって定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定めた順序でその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、本定款及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 不正の行為又は法令若しくは定款違反の重大事実を発見した場合には、総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告のため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行又は本法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任 期)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障により職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号に基づき招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 緊急の場合は、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合によって、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第28条 各正会員の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、書面又は電磁的方法による表決若しくは代理人による委任表決ができる。

3 前項の表決を行った正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来れない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、本定款に別に定める事項のほか、以下の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも2日前に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名したものがこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等とする。

2 理事は書面又は電磁的方法による表決を行うことができる。

3 オンライン会議システムを利用した出席及び表決を認めることができる。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、議長及び選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印した議事録を作成しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第38条 本法人の資産は、次の各号の資産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 本法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 本法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を受けなければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 既定予算の追加又は更正は、理事会の議決を経て行うものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本法人の事業報告書等決算関係書類は、事業年度終了後速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金その他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。なお、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を受けるものとする。

2 前項以外の定款変更については、所轄庁に届け出るものとする。

(解散)

第50条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本法人が解散したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者の中から総会の議決をもって定め、これに譲渡する。

(合併)

第52条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告

(公告の方法)

第53条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告は、本法人のウェブサイトに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決をもって定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 三関 理沙

理事 福士 紘子

理事 石井 智也

監事 井上 咲歩

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2027年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年5月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費 正会員（個人・団体） 10,000円 賛助会員（個人・団体） 5,000円

以上

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

☑非営利活動法人 Watoto wa Africa

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏名		報酬の有無	役職名等
1	理事	ミセキリサ 三関理沙		無	代表理事
2	理事	フクシヒロコ 福士紘子		無	理事
3	理事	イシイトモヤ 石井智也		無	理事
4	監事	イノウエサキホ 井上咲歩		無	監事
5					
6					
7					
8					
9					
10					

特定非営利活動法人Watoto wa Africa設立趣旨書

1. 設立の動機・背景

アフリカ諸国（特にケニア共和国）において、障害のある子どもとその家族は、社会的・経済的に多くの困難に直面しています。貧困率は依然として高く、世界銀行の報告によれば、ケニア国民の約33.4%が国際貧困ライン（1日あたり1.90ドル未満）で生活しているとされています（World Bank, 2023）。

また、ケニアにおける障害者人口は全体の約 2.2%（約90万人）と推定されていますが（Kenya National Bureau of Statistics, 2019 Census）、これは障害に対するスティグマや報告制度の不備により、過少に報告されている可能性があります。障害のある子どもは教育機会から排除されがちであり、約70%の子どもたちが初等教育を修了していないとの報告もあります（UNICEF Kenya, 2020）。

私たちは実際にケニアに住み、様々な困難を抱える子どもやその家族と向き合ってきましたが、課題は包括的かつ複雑に絡み合っており、当事者だけの努力では状況を改善することが困難であると実感しています。

たとえば、ケニア・ニエリ県で出会ったある家族では、家庭内で虐待が起きているにもかかわらず、助けを求めることができず、母親と息子が毎日深い苦しみの中で生活していました。三人兄弟のうち、末っ子である次男は生まれつき知的障害がありました。その地域では、障害のある子どもを「悪魔の子ども」と呼び、不吉な存在とみなす風潮がありました。母親も「悪い子を産んだ」として地域社会や家族から差別を受け、同居する祖母からは「子どもを捨ててこい。もう二人子どもがいるのだから十分だろう」と言われ、家の中でも孤立を余儀なくされていました。母親が近所に仕事へ出かける際には、他に子どもを預けられる人がいないため、息子を家に閉じ込めて鍵をかけて出かけるしかありませんでした。一見すると虐待のようにも見えますが、周囲の支援が皆無の中、母親が取らざるを得なかった苦渋の選択でした。

なぜ障害のある子どもは、他の兄弟と同じように家族の愛情を受けることができないのか？なぜ同じように教育を受けられないのか？なぜ母親以外に寄り添ってくれる人がいないのか？こうした社会的排除や差別、そして経済的困難は、当事者の尊厳や将来の可能性を大きく制限する要因となっています。

さらに、日本を含む国際社会においても、アフリカにおける障害者支援や多様性への理解はまだ十分とは言えず、相互理解と持続可能な支援の促進が求められています。

これらの活動は、私たちだからこそ担える使命だと考えています。その理由の一つは、私たちがJICA海外協力隊として草の根レベルの活動を経験し、現地の人々の価値観や生活に深く共感してきたからです。もう一つは、多くの団体が都市部、特に首都を中心に活動している中、私たちは車でアクセスが困難な農村部での活動経験を積み、現地に深く入り込んだ支援を行うことができるチームだからです。

こうした経験から、持続可能な支援体制を構築し、現地の人々と協働しながら課題解決を目指す枠組みづくりの必要性を強く感じ、法人設立を決意しました。

2. 申請に至るまでの経過

2023年10月、任意団体「Watoto wa Africa」を設立し、ケニア共和国において障害のある子どもとその家族の生活実態や社会的状況に関する調査活動を開始しました。

調査を通じて、障害のある子どもたちが教育・保健・生活支援の各分野で深刻な課題に直面していること、またその家族が社会的孤立や経済的困難を抱えている現状を確認しました。

これを受けて、2025年12月にはケニア・マチャコス県において、障害のある子どもとその家族を対象に初の緊急的な食糧支援を実施。さらに、パイロット事業として、知的障害のある子どもたちに遊びを通じてリハビリの機会を提供しました。活動を通して、現地におけるニーズの大きさと、継続的な支援体制の必要性が改めて明確となりました。

その後、活動の継続性・透明性・社会的信頼性を高めるため、法人化を検討。2025年8月には、事業計画案および予算案を作成し、総会において法人設立の是非を討議・承認のうえ、特定非営利活動法人の設立

申請に至りました。

2025年 9月 6日設立代表者氏名三関理沙

2025年度 事業計画書

特定非営利活動法人Watoto wa Africa

1 事業実施の方針

設立初年度においては、まず活動基盤の整備を最優先とする。具体的には、法人の目的や理念を広く周知し、会員や支援者、協力団体とのネットワークを構築する。また、試行的に小規模の事業やイベントを実施し、対象者のニーズを把握するとともに、運営規程や会計・報告体制を整え、組織運営の基盤を固める。さらに、助成金や寄付の獲得に努め、持続的に活動を行うための資金調達体制を確立する。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業（事業費の総費用【75】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する総合的支援事業	障害のある子どもと家族に対してリハビリに対する聞き取り（質的調査）	2025年10月	マチャコス県マシーゲディボ村	1	障害のある子どもの保護者	10名	30千円
(2) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する普及啓発事業	障害のある子どもに対する身体的特徴や支援についての勉強会	2025年9月	オンライン	2	事業実施者	2名	0千円
(3) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する調査研究事業	障害のある子どもと家族に対して教育に対する聞き取り（質的調査）	2025年10月	マチャコス県マシーゲディボ村	1	障害のある子どもの保護者	10名	20千円
(4) 日本国内外での啓発イベント、国際交流及び学習支援事業	ケニアの障害のある子どもと家族について啓発するための講演会	2026年2-3月、4-5月	東京都（両国予定）/オンライン	3	日本一般市民	20名	10千円
(2) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する普及啓発事業	ケニアの障害のある子どもや家族について啓発をする写真展示会	2026年2-3月	東京都/JICA市ヶ谷	3	日本一般市民	100名	15千円

(4) 日本国内外での啓発イベント、国際交流及び学習支援事業	アフリカを含むケニアの村（ゲデイボ村）に生活や文化に関する紹介	年中	オンライン	3	日本一般市民	100名	0千円
(5) 災害その他の緊急事態に対する支援事業	ケニアを含むアフリカ地域の災害に関する調査・意見交換	2025年9月～2026年5月	インターネット	3	事業実施者	10名	0千円

2026年度 事業計画書

特定非営利活動法人Watoto wa Africa

事業実施の方針

二年目においては、初年度の成果と課題を踏まえ、事業の本格的な展開を図る。活動地域や対象者を拡大し、事業内容の充実と質的向上を目指す。参加者や関係者からのフィードバックを反映してプログラムを改善し、より大きな社会的効果を生み出す体制を整えるとともに、行政・企業・他団体との連携を強化し、地域に根ざした活動基盤を築く。また、積極的に情報発信を行い、支援者・協力者の拡大を図る。加えて、中長期的な事業展望を具体化し、三年目以降の成長戦略を明確にすることで、法人としての持続的発展を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業（事業費の総費用【 75】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(2) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する普及啓発事業	障害のある子どもに対する身体的特徴や支援についての勉強会	2025年6月	オンライン	2	事業実施者	15名	0千円
(3) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する調査研究事業	障害のある子どもと家族に対してリハビリに対する聞き取り	2026年10月	マチャコス県マシー市ゲデイボ村	1	障害のある子どもの保護者	10名	10千円
(3) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する調査研究事業	障害のある子どもと家族に対して教育に対する聞き取り（前年のフォローアップ）	2026年10月	マチャコス県マシー市ゲデイボ村	1	障害のある子どもの保護者	10名	10千円
(1) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する総合的支援事業	新事業形成のための理学療法士・作業療法士との意見交換会	2026年10月	マチャコス県マチャコス街	1	障害のある子どもの保護者	100名	30千円
(4) 日本国内外での啓発イベント、国際交流及び学習支援事業	ケニアの障害のある子どもと家族について啓発するための講演会	2026年2-3月、4-5月	東京都/オンライン	3	日本一般市民	20名	10千円
(4) 日本国内外での啓発イベント、国際交流及び学習支援事業	アフリカを含むケニアの村（ゲデイボ村）に生活や文化に関する紹介	2026年2-3月	東京都 JICA 市ヶ谷	3	日本一般市民	100名	15千円

(5) 災害その他の緊急事態に対する支援事業	ケニアを含むアフリカ地域の災害に関する調査・意見交換	2025年9月～2026年5月	インターネット	3	事業実施者	10名	0千円
------------------------	----------------------------	-----------------	---------	---	-------	-----	-----

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 Watoto Wa Africa

科目		金額	（単位：円） 小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			100,000
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			60,000
受取寄附金	60,000		
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			10,000
(1) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する総合的支援事業	10,000		
(2) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する普及啓発事業			
(3) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する調査研究事業			
(4) 日本国内外での啓発イベント、国際交流及び学習支援事業			
(5) 災害その他の緊急事態に対する支援事業			
(6) その他目的を達成するために必要な事業			
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			170,000
【B】 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			0
給料手当	0		
役員報酬	0		
(2) その他経費			75,000
会議費	8,000		
旅費交通費	30,000		
消耗品	5,000		
印刷製本費	2,000		
通信運搬費	0		
外部委託費	20,000		
会議費	10,000		
事業費計			75,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬	0		
給料手当	0		
(2) その他経費			20,800
消耗品費			
地代家賃	20,800		
通信運搬費			
印刷製本費			
旅費交通費			
会議費			
管理費計			20,800
経常費用計			95,800
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			74,200
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③			74,200
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤			4,200

2026 年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 Watoto Wa Africa

科目		金 額	(単位：円) 小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1 受取会費			120,000
正会員受取会費	120,000		
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金			60,000
受取寄附金	60,000		
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			0
受取補助金			
4 事業収益			15,000
(1) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する総合的支援事業	15,000		
(2) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する普及啓発事業			
(3) アフリカ諸国（特にケニア共和国）における子ども、家族、コミュニティに関する調査研究事業			
(4) 日本国内外での啓発イベント、国際交流及び学習支援事業			
(5) 災害その他の緊急事態に対する支援事業			
(6) その他目的を達成するために必要な事業			
5 その他の収益			0
受取利息			
経 常 収 益 計			195,000
【B】 経 常 費 用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
給料手当	0		
役員報酬	0		
(2) その他経費			75,000
会議費	8,000		
旅費交通費	30,000		
消耗品	5,000		
印刷製本費	2,000		
通信運搬費	0		
外部委託費	20,000		
会議費	10,000		
事業費計			75,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬	0		
給料手当	0		
(2) その他経費			20,800
消耗品費			
地代家賃	20,800		
通信運搬費			
印刷製本費			
旅費交通費			
会議費			
管理費計			20,800
経 常 費 用 計			95,800
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			99,200
【C】 経 常 外 収 益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③			99,200
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			4,200
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤			33,400